

横浜市内 高齢者施設・介護事業所
運営法人代表者 様
管理者 様

横浜市健康福祉局介護事業指導課長
高齢施設課長

新型コロナウイルス感染症に関する報告等について（依頼）

日頃より、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためにご対応いただき、心より御礼申し上げます。さて、新型コロナウイルス感染症については、第7波による感染拡大が落ち着きを見せていますが、これまでと同様に感染拡大の波は繰り返し押し寄せてくることが懸念されます。

各施設・事業所におかれましては、引き続き感染防止対策に万全を期すとともに、次のとおりご対応いただきますようお願いいたします。

1 新型コロナウイルス感染症に係る報告について

感染者発生時の報告につきましては、コロナ対応や関連施策への基礎資料として活用させていただいておりますので、お手数をおかけしますが、引き続き御協力いただきますようお願いいたします。

- （高齢者施設・事業所関係）職員や利用者等で感染が確認された場合、メールでご報告ください。
【報告先】 kf-corona@city.yokohama.jp
※件名に【コロナ】と【(サービス種別)・(事業所名)】を表示してください。
【報告様式】 <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/kaigo-corona.html#onegai>
※土日祝日にいただいた報告は翌営業日の対応となります。

なお、介護保険サービス事業所（報告先：kf-corona@city.yokohama.jp）と障害福祉サービス事業所（報告先：kf-covid19@city.yokohama.jp）の両方の指定を受けている事業所において、両事業所を兼務している職員の感染報告については、主務とされる事業所の本市所管課宛にメールで御報告ください。なお、その際にもう一方の所管課のアドレスをCc:に入れていただくようお願いいたします。

2 衛生資材の備蓄について

必要な感染防止対策を継続的・緊急的に行うためにも、各事業所において十分な衛生資材を確保・備蓄していただきますようお願いいたします。本市からの衛生資材の提供は、自宅療養者や施設内療養者に対して継続的なサービス提供を行うため、法人内での緊急的な確保ができない場合に限りさせていただきます。

3 BCPの策定について

令和3年度制度改正に伴い、介護サービス事業所の新たな責務として業務継続計画（以下「BCP」）を策定し、かつ必要な措置を講じなければならない旨が規定されました。事業所の皆様におかれましては、各種資料を参考に計画の策定を進めていただくようよろしくお願いいたします。

■厚生労働省ホームページ「介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

担当：横浜市健康福祉局介護事業指導課
高齢施設課
e-mail: kf-corona@city.yokohama.jp